

要 望 書

全国市議会議長会は、地方行政関連施策に関する要望を別記のとおり議決いたしましたので、政府及び国会におかれましては、特段のご配慮を賜りますよう強く要望いたします。

令和 6 年 7 月

全 国 市 議 会 議 長 会
会 長 坊 恭 寿
(神戸市会議長)

全国市議会議長会地方行政委員会
委 員 長 渋 川 芳 三
(飯山市議会議長)

目 次

【第 100 回定期総会 決議】

- 1 多様な人材の市議会への参画促進に関する決議…………… 1
- 2 地方税財源の充実確保及び地方創生・地方分権の
推進に関する決議…………… 7
- 3 下請けいじめの根絶を求める決議…………… 12
- 4 頻発・激甚化する大規模災害等からの防災・
減災対策及び復旧・復興対策等に関する決議…………… 13

【第 168 回地方行政委員会 議決事項】

- 1 地方創生の推進について…………… 19
- 2 参議院選挙における合区の解消について…………… 21
- 3 政治分野における男女共同参画の推進について…………… 22
- 4 消防防災体制の充実強化について…………… 23
- 5 過疎地域の持続的発展について…………… 25
- 6 広域連携施策の推進等について…………… 26
- 7 自治体DX推進への支援等について…………… 28
- 8 基地対策関係予算の確保等について…………… 30
- 9 治安対策の強化等について…………… 31
- 10 領土・主権対策等について…………… 32
- 11 日米地位協定の抜本的な改定及び
在沖米軍基地の負担軽減について…………… 33
- 12 人権救済制度の確立について…………… 34

1 多様な人材の市議会への参画促進に関する決議

地方分権が進み、市議会の果たすべき役割と責任は重要性を増している。また、社会経済の急速な構造変化を背景に、市議会には多様化する民意の集約と市政への反映が期待されている。

一方、議員の年齢構成、男女割合、職業分布など議会構成の現状が、これからの市議会に求められる使命を果たす上でふさわしいものか疑問を呈する指摘もある。

若者や女性、会社員など多様な人材の市議会への参画を促し、議会を活性化することは、多くの市議会に共通の緊要な課題である。

また、令和5年4月の統一地方選挙では、無投票当選者の割合が高まるなど、特に小規模市議会における議員のなり手不足が深刻化している。今後、人口減少の加速化や超高齢化の進展などにより、議員のなり手不足が多くのに広がることが危惧される。多様な人材の市議会への参画を促す対策は、議員のなり手不足を克服する一助にもなると期待される。

このため、我々市議会は、各市の実情を踏まえ、主体的・持続的な議会改革を進め、それぞれ市の最高意思決定機関として、市民にとって魅力ある議会をつくる必要がある。

市議会の現状と課題について市民と双方向のコミュニケーションを深めるとともに、行政監視・政策提起能力の強化、政務活動費の適正な執行に努め、併せて社会のデジタル化に対応して議会運営の高度化・効率化を図るなど、議会に対する市民の理解と信頼の向上に取り組む。

よって、国においては、地方議会の活性化に向けて、下記事項について一体的・総合的に検討し、着実に実現されるよう強く要望する。

記

第1 多様な人材の市議会への参画を促す環境整備

1 地方自治法改正の周知と主権者教育の推進

議会と長の二元代表制から構成される地方自治の重要性に鑑み、令和5年4月の地方自治法改正により、地方公共団体の重要な意思決定を行う地方議会の役割や議員の職務等が明文化されたことについて十分に周知を図るとともに、地方議会に対する住民の理解と関心を深め、多様な人材の市議会への参画促進の一助とするため、主権者教育を一層推進すること。

また、出前講座や模擬議会など、議会自らが主体的に行う主権者教育の取組に対し支援を行うこと。

2 会社員が立候補しやすい環境の整備

今や就業者の9割を会社員等の被用者が占めており、若者や女性を含む幅広い会社員層から市議会の議員に立候補しやすい、また、議員との兼業が認められる環境を整える必要がある。

このため、立候補に伴う休暇制度や議員活動のための休暇・休職、任期満了後の復職などについて、事業主の理解を得るための取組を進めるとともに、労働基準法をはじめ労働法制の見直しを行うこと。

3 厚生年金制度への地方議会議員の加入実現

会社員等が議員に転身しても切れ目なく厚生年金の適用を受けることができ、家族の将来や老後の生活を心配することなく議員に立候補し、議員活動を続けることができる環境を整備するため、厚生年金へ地方議会議員が加入できる法整備を図ること。

4 小規模市の議員報酬の引上げ等を促進する財政支援

(議員報酬の引上げ)

小規模市議会の議員は、概して議員報酬の水準が低く、経済的に恵まれた議員は別として、兼業しなければ生計困難に陥りかねない実情にある。

一方、議会の役割が高まるに伴い、小規模市においても議員活動が年々増大、その内容も高度化・専門化し、現実には専業として活動せざるを得ない議員も多く、議員のなり手不足の一因にもなっている。

このため、住民の理解を得ながら、地域の実情に応じて生計維持が可能な水準まで議員報酬を引き上げられるよう、小規模市に対する地方財政措置の強化を図ること。

（兼業議員のための所得損失手当の創設）

小規模市では、一度に議員報酬の大幅な引上げを図ることが現実的には困難な場合が多く、当面は、会社員も兼業を前提に議員活動を行わざるを得ない。

このため、会社員と兼業する議員が休暇や休職等により雇用先から賃金カットを受けた場合、収入状況に応じ、収入減の一部を補填する所得損失手当（仮称）の創設を検討すること。

（育児手当の創設）

子育て世代の若者や女性の地方議会への参画を促進するため、期末手当のほか、育児手当の支給を可能とすること。

5 政治分野における男女共同参画の推進

「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」に基づき地方公共団体が実施する議員活動と出産・育児、介護等の両立支援のための体制整備、ハラスメント防止に係る研修の実施や相談体制の整備等の取組に対し支援を行うこと。

6 地方議会のデジタル化の促進

- （1）本会議、委員会等のウェブサイト公開、議員に対するタブレット端末の配布、議事の自動音声翻訳、デジタル人材の育成確保など、地方議会のデジタル化への取組について技術的・財政的な支援を充実すること。

- (2) 感染症のまん延や大規模災害の発生により会議場での会議を開催すること自体が困難な場合に加え、出産・育児、介護、疾病等の事情により会議場に参集することが困難な場合についてオンラインでの出席を可能とするなど、本会議への対象拡大も含め、地方議会のオンライン開催の取組を支援すること。

7 選挙制度の見直し

統一地方選挙における統一率が低下傾向にある中で、有権者が地方自治について考え、地方選挙への関心を高め、もって多様な人材の市議会への参画に資するため、長や議員の任期の状況に配慮しつつ、年間の地方選挙をその年の1又は2の特定日に集約する仕組みを検討すること。

あわせて、便乗選挙の対象拡大、供託金の引下げや、一般市の議員の候補者を寄付金控除の対象とすることについて検討すること。

8 議会関連諸経費に対する地方財政措置の充実

- (1) 小規模市議会が、地域の実情に応じ事務局の体制を強化できるよう、小規模市の議会費に対する地方財政措置を強化すること。
- (2) 以下の事項に係る経費を中心に、市の議会費に対する地方財政措置を充実すること。
- ① 議会内における保育スペースの設置や議会のバリアフリー化など議会関連施設の整備
 - ② 議員の調査研究、政策提起能力の涵養に資する研修会の開催、議会図書室の充実（公立図書館、大学図書館等との連携を含む）
 - ③ 地域における子ども議会や女性議会の開催、有識者等との連携、その他市民との双方向のコミュニケーションの強化

第2 地方議会の権能強化

1 議長への議会招集権の付与

二元代表制の理念に則り、議会が自律的に活動を開始する制度を創設すること。

2 議決対象範囲の弾力化

議会の監視機能を強化するため、議決を要する「契約に係る種類・金額の要件」及び「財産の取得・処分に係る面積・金額の要件」について、各地域の実情や、議決を契約単位とすべきとする判例を踏まえ、政令で定める基準に従い条例で要件を定める現行制度を見直し、地域の実情に即した基準により条例で要件を定めることができるようにすること。

3 予算修正権の制約の解消

議会の政策提起機能を充実させるため、現在、長の予算提案権を侵害してはならないとされている予算修正権の制約を見直し、議会の予算に対する関与を強化すること。

4 再議（一般的拒否権）の対象の明確化

地方自治法第176条第1項の一般的拒否権は、否決された議決については適用することができないと解されているが、明文化されておらず、議会で否決された事件が再議に付される事例が生じている。このため、否決事件を対象外とすることを明確に規定すること。

5 専決処分の対象の見直し

専決処分の対象について、議会が否決（不同意）した事件を対象外とする旨を明確に規定すること。

6 閉会中の委員会活動の制限の緩和

現行制度では、議会は、閉会中、その活動能力が失われ、例外的に議決により特定の事件を付託された委員会が、その付託された事件に限り活動能力が付与されている。

このため、常時活動している執行機関に対する適切な監視や、突発的な行政問題への迅速な対応に問題があることから、議会が閉会中でも委員会が活動できるよう現行制度の制限を緩和すること。

7 意見書の積極的な活用

全国各市議会から国会又は関係行政庁に提出された地方自治法第99条に基づく意見書については、これを調査・分析・評価し、国の政策立案に積極的に活用するとともに、その状況等を公表すること。

以上決議する。

令和6年5月22日

全国市議会議長会

2 地方税財源の充実確保及び地方創生・地方分権の推進に関する決議

我が国の景気は、緩やかに回復しているものの、物価高などの影響で依然として厳しい状況にある。また、人口減少・少子高齢化の加速やデジタル技術の進化などにより、経済・社会・地域の構造変化に拍車がかかり、地方移住の関心の高まりやテレワークの普及など国民の価値観や生活態様も変わりつつある。

地方自治体、とりわけ都市地域の自治体では、現下の厳しい経済・社会状況の中、新たな行政需要に適切に対応しつつ、こども・子育て政策の強化や福祉・医療サービスの充実、防災・減災対策の推進、地域の資源を生かした都市の再生や活力増進などに安定的・持続的に取り組んでいく必要がある。

よって、国においては、我が国の未来像を幅広く展望し、地方税財源の充実確保をはじめ、地方創生及び地方分権の推進、デジタル社会の実現など、地方行財政の充実強化に向け、特に下記の事項を実現されるよう強く要望する。

記

1 地方税財源の充実確保

(1) 令和7年度地方財政対策

地方創生とデジタル化、社会保障、防災・減災などの重要課題や人件費の増加、物価高に対応するため、地方財政の歳出の伸びを十分確保した上で、地方自治体の安定的な財政運営に必要な地方税・地方交付税等の一般財源総額の充実確保を図ること。

地方交付税については、引き続き財源保障機能と財源調整機能を堅持すること。

地方の財源不足の補填については、本来、地方交付税の法定率の引上げにより対応すべきであり、臨時財政対策債が累増することがないように、その発行を可能な限り縮小すること。

（２）令和７年度税制改正

税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系の構築に努めるほか、適正・公平な課税の実現と新たな課題に対応する観点から、以下の事項に取り組むこと。

- ① 固定資産税は、市町村財政を支える重要な基幹税であることから、その安定的確保を図ることとし、制度の根幹を揺るがす見直しは断じて行わないこと。また、生産性の向上や賃上げの促進など、経済対策や政策的措置については、本来、市町村の基幹税である固定資産税を用いて行うべきではなく、期限の到来をもって確実に終了すること。
- ② 自動車関係諸税の見直しに当たっては、電動車の比重が大きくなる中、社会インフラの更新・老朽化対策や防災・減災事業など、地方の財政需要に対応した税源を安定的に確保できるようにすること。
- ③ ゴルフ場利用税について、引き続き現行制度を堅持すること。
- ④ 法人事業税について、電気・ガス供給業に係る収入金額課税の現行制度を堅持すること。
- ⑤ 経済のデジタル化に伴う国際課税ルールの見直しにより、法人課税に関する国内の税制を整備する場合には、地方法人課税分が含まれる点を踏まえて制度を構築すること。

２ 地方創生の推進

（１）デジタル田園都市国家構想の着実な推進

地方創生の推進及びデジタル田園都市国家構想の実現に向けて、地方の主体的かつ継続的な取組を支援するため、「デジタル田園都市国家構想交付金」については、安定的に予算枠を確保・拡充するとともに、更なる制度の拡充やより弾力的で柔軟な取扱いを図ること。

(2) 「地方創生推進費」の継続・拡充

地方財政計画における「地方創生推進費」を継続・拡充するとともに、算定に当たっては、条件不利地域や財政力の脆弱な市町村に配慮すること。

(3) 地方創生関連施策の拡充

- ① 地方の意見を踏まえ、「地方大学・地域産業創生交付金」の採択件数の拡大を図ること。
- ② 地方創生に資するテレワークの推進、地方へのサテライトキャンパス設置など地方創生施策を積極的に展開すること。

3 地方分権の推進

(1) 自治体の自主性の尊重

提案募集方式の積極的な運用を図り、国から地方への「事務・権限の移譲」と「義務付け・枠付けの緩和」を進めること。

事務・権限の移譲に当たっては、一般財源ベースでの適切な財源移転を一体的に行うとともに、人員等の配置については、地方の自主性を十分尊重すること。

また、義務付け・枠付けの緩和に当たっては、「従うべき基準」の原則廃止又は参酌化に積極的に取り組むこと。

(2) 「議会の議決」の尊重

議会の議決を不要とする提案については、二元代表制における議会の意義と権能を踏まえて、慎重に対応すること。

4 こども・子育て政策の強化

児童手当の拡充、こども誰でも通園制度（仮称）の創設など、「こども・子育て支援加速化プラン」において示されている全国一律で行う施策の実施に必要な財源については、地方負担分も含めて国の責任において確実に確保すること。

全国一律で行う施策に加え、地方がその実情に応じて行うサービスの提供などについても、地方自治体の創意工夫が生かせるよう、長期的・安定的な地方財源の確保・充実を図ること。

5 デジタル社会の実現

(1) デジタル格差の解消

地域間のデジタル格差が生じないように、5G、光ファイバ等のデジタルインフラを早期に整備するとともに、専門的なデジタル人材の計画的な育成確保を図ること。

(2) 個人の権利利益の保護

高度情報通信ネットワークの利用が個人の思想信条、表現、プライバシー等に係る情報収集の手段として用いられることのないように、個人情報等の目的外利用や第三者への提供に係る取扱いを含め、個人の権利利益の保護に必要な措置を講じること。

(3) 基幹業務システムの標準化等の安全・確実な実現

令和7年度を期限とする地方自治体の基幹業務システムの標準化とガバメントクラウドへの移行については、住民サービスの低下を招くことなく安全・確実に実現できるよう、各自治体の推進体制や進捗状況等も踏まえ、適切な移行期限を設定するなど、柔軟に対応すること。

また、「デジタル基盤改革支援補助金」については、引き続き、補助上限額の見直し及び交付対象の拡大を図り、移行に係る経費について全額国庫補助により必要額を確実に措置するとともに、影響を受ける全てのシステムの改修等に要する経費についても財政的支援を確実に行うこと。

さらに、ガバメントクラウドの利用料については、先行事例や既にクラウドで運用している地方自治体の実証分析等を行った上で、地方の意見を丁寧に聴きながら協議を進めるとともに、国と地方自

治体のネットワーク統合等により地方の負担増とならないよう配慮すること。

地方の情報産業の発展やこれを支える人材育成の妨げにならないよう十分配慮すること。

以上決議する。

令和6年5月22日

全国市議会議長会

3 下請けいじめの根絶を求める決議

デフレ経済を脱却し、日本経済を成長させるためには、まず労働者の賃金が上がり、その結果消費が活発化し、企業収益が上がるという賃金と物価の好循環を実現させることが不可欠であり、そのためには、労働者の7割が働いている中小企業の賃上げを実現することが重要である。

その一方で、今回、下請け企業との取引で、下請法違反に当たる不当な減額を行っている事例が明らかになった。

我が国では、かねてより大企業と中小企業との大きな賃金格差等二重構造の問題があるが、この事例はその要因の最たるものである。景気変動等によるマイナスの影響を下請け企業や協力企業に転嫁し、その結果、中小企業の利益を大企業が吸い上げていることになり、このようなことが続けば中小企業の賃上げが進まないのは明らかである。

そして、このことが地域経済の疲弊にもつながっている。

企業間の取引を適正化させることは、中小企業の賃上げを行い、ひいては日本経済に好循環をもたらすための最重要課題の一つであると考ええる。

よって、国におかれては、いわゆる下請けいじめを許さない姿勢をより鮮明にするとともに、公正取引委員会による指導をさらに強化させ、さらなる企業間取引の適正化に取り組むよう強く要望する。

以上決議する。

令和6年5月22日

全国市議会議長会

4 頻発・激甚化する大規模災害等からの防災・減災対策及び復旧・復興対策等に関する決議

近年、集中豪雨や台風、地震など様々な自然災害が頻発し、住民生活の安全・安心が脅かされる甚大な被害が発生している。本年1月1日には、最大震度7の能登半島地震が発生し、石川県をはじめ新潟県、富山県、福井県など広い範囲に深刻な人的・物的被害をもたらしている。

こうした災害から、国民の生命、身体及び財産を守るためには、ハード・ソフト両面から様々な防災・減災対策のより一層の推進が急務である。

また、災害発生時の避難対策の強化や避難所の環境整備とともに、災害発生後の迅速な復旧・復興対策が重要である。

よって、国においては、防災・減災対策及び復旧・復興対策等の充実強化に向け、特に下記の事項を実現されるよう強く要望する。

記

1 地震・津波・火山噴火対策等の充実強化について

- (1) 国土強靱化基本法、南海トラフ地震や首都直下地震等に係る特別措置法など、災害関連諸法に基づく施策を着実に推進すること。
- (2) 地震による建築物の倒壊防止のため、建築物の耐震診断・耐震改修に係る財政支援措置や技術力の確保に関する取組の充実強化を図ること。

2 台風・集中豪雨・豪雪対策等の充実強化について

- (1) 台風等による広域的な河川の氾濫対策のため、堤防整備や治水ダム建設など流域全体の関係者が協働する流域治水について、十分な財政措置を講じること。
- (2) 豪雪被害に係る除排雪経費の所要額の確保を図ること。また、除排雪を行う事業者の支援や住民の安全確保のための体制整備など、雪害対策の推進を図ること。

3 土石流対策の強化について

改正後の宅地造成及び特定盛土等規制法に基づき、規制区域指定のための基礎調査が必要となるが、地方自治体の事務負担や経費の増加が見込まれることから、負担軽減に向けた制度設計を検討するとともに、財政的及び技術的支援を積極的に講じること。

4 防災・安全に資する社会資本整備事業への支援について

(1) 地方財政計画における緊急防災・減災事業債を恒久化するとともに、元利償還金に対する交付税措置の充実、対象事業の拡大を図ること。

(2) 頻発・激甚化する災害への対策やインフラの老朽化対策を重点的かつ集中的に取り組むため、現下の資材価格の高騰等も踏まえ、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」を着実に推進すること。

また、改正後の国土強靱化基本法を踏まえ、5か年加速化対策後も継続的・安定的に国土強靱化を推進できるよう、必要な予算・財源を別枠で確保するなど十分配慮すること。

(3) インフラの防災・老朽化対策について、ハード・ソフトの両面で事前の予防対策から復旧・復興までを見据えた自由度の高い交付金の創設などを図るとともに、地方財政計画における公共施設等適正管理推進事業債の所要額の確保、対象事業の拡大を図ること。

(4) 災害時の停電防止のため、送電・配電施設の強靱化、非常用電源対策の強化について、事業者とともに取組を推進すること。また、その他ライフライン及び道路や鉄道などの各種インフラについても、一層の強靱化を図ること。

(5) 災害ハザードエリアに居住する住民等について、安全で利便性の高い居住誘導区域等への移転を推進すること。

5 災害復旧・復興支援の充実強化について

- (1) 被災自治体の災害復旧・復興事業に対する支援の充実強化を図ること。なお、将来の災害に備え、原形復旧にとどまらず改良復旧を積極的に推進すること。
- (2) 災害復旧事業に関する国庫補助採択基準の緩和や被災した事業所施設等についても補助対象とするなど、補助対象施設の拡大を図ること。
- (3) 広域災害では、地域によって被害状況や必要な復旧・復興対策が異なることから、発生後、関係機関等が被害の全容を可及的速やかに把握できる体制とシステムの強化を図ること。
- (4) 被災者支援については、災害救助法や被災者生活再建支援法、国の個別補助制度など、趣旨の異なる支援制度が存在することから、被災者にとって分かりやすく、不公平感を招かない制度設計を行うこと。なお、被災者生活再建支援制度については、支給額の増額、適用条件の緩和など、更なる充実を検討すること。
- (5) 近年の災害の多発に鑑み、災害の事前の備えとしての地震保険や水災補償などの加入について、国において周知を図るだけでなく、保険料控除制度の拡充など、加入促進に向けた取組を図ること。

6 各種災害からの避難対策の強化について

- (1) 住民の速やかな避難行動を促すため、避難所について冷暖房の整備に加えプライバシーの確保や授乳室の設置など、きめ細やかな配慮が可能となるよう支援体制の充実強化を図ること。
- (2) 避難所について、感染症対策をはじめ、衛生・生活環境水準の改善が図られるよう、設備・備品の確保、医療救護体制の整備などを支援すること。
- (3) 洪水や土砂崩れなどの危険度や避難経路を住民が正しく理解し、適切に避難行動がとれるよう、ハザードマップの活用等による防災知識の普及啓発を強化し、国民全体に対する防災意識の醸成を図ること。

- (4) 地方自治体による適時適切な避難指示等の発令に資するため、災害予測システムなどの新技術の導入・運営に係る十分な財政支援措置を講じること。また、線状降水帯予測精度向上のための二重偏波気象レーダーの設置及び迅速な地震速報や津波予警報のための多機能型地震観測装置の老朽化対策について十分な財源を確保すること。

7 消防防災体制の充実強化について

- (1) 地方自治体の消防防災体制の一層の充実を図るため、消防防災施設・設備整備に対する財政措置を拡充すること。
- (2) 地域の防災力の強化を図るため、消防団の装備の充実や団員の待遇改善等に対する財政措置を拡充すること。

8 医療救護体制の充実強化について

災害発生時に入院患者の安全の確保や被災者に対する適切な医療を提供するため、医療機関の耐震化や医薬品・資機材の整備、医療救護に係る人材育成・確保など医療救護体制の充実強化を図ること。

9 原子力発電所の安全・防災対策の充実強化について

東京電力福島第一原子力発電所事故の原因や対応の検証結果を踏まえ、各地の原子力発電所において万全の安全対策及び防災対策の強化を図ること。

以上決議する。

令和6年5月22日

全国市議会議長会

1 地方創生の推進について

我が国の急速な人口減少や少子高齢化が進む中、人口減少に歯止めをかけ、将来にわたり住みよい、活力ある地域社会を維持していくためには、地方創生の推進が不可欠である。

地方自治体においては、「デジタル田園都市国家構想総合戦略」も踏まえ、地方創生に係る施策の着実な推進に努めているが、社会経済の急速な構造変化の中、経済活動の停滞による地域の活力低下が懸念される。

よって、国においては、下記事項を実現されるよう強く要望する。

記

1 地方への移住・定着の推進

- (1) テレワークの進展による地方移住の動きを促進するため、移住支援事業について、移住元の対象地域を拡大すること。

また、企業に対しサテライトオフィスの開設等による複数地域での就業・居住環境整備やデジタル技術の導入に係る支援策を講じること。

- (2) 企業や人、物等について、東京圏への一極集中から地方へ分散するよう、企業の地方移転等を促進する取組を積極的に推進すること。
- (3) 都会から地方への人の流れを促し、移住・定着につながるとともに地域活性化に資する「地域おこし協力隊」の更なる成果を上げるため、任期終了後の定着に向けたより一層の支援策を講じること。
- (4) 都市と農山漁村が共生する社会の実現を図り、都市住民や若者を中心に高まりつつある「田園回帰」の動きを一層促進するとともに、移住・定住以外の地域と多様に関わる「関係人口」の拡大への支援を更に充実すること。

2 政府関係機関の地方移転の早期実現

政府関係機関の地方移転については、国の「政府関係機関移転基本方針」に基づき策定された「政府関係機関の地方移転にかかる今後の取組について」等に沿って検討及び検証を主体的に進め、早急かつ円滑にその完全実現を図ること。

また、移転に伴う負担を地方に求めないこと。

3 地域運営組織への支援に係る財政措置

今後、持続可能な地域づくりや地方自治体の運営において、住民が主体となる地域運営組織の役割はますます重要となることから、地域運営組織に財政的支援を行う地方自治体に対し、地域の課題解決に向け、より充実した支援ができるよう柔軟かつ自由度の高い交付金を創設するなど、地域の実情に応じた必要な財政措置を講じること。

4 地域における多文化共生の推進

在留外国人の定着に向け、地方自治体が整備、運営する多言語による行政・生活情報の提供、相談体制の一元的窓口への支援を拡充すること。

2 参議院選挙における合区の解消について

二院制を採る我が国において、参議院は、憲法制定以来一貫して都道府県単位で代表を選出し、地方の声を届ける役割を果たしてきた。

平成28年参議院選挙において、人口が少ない県単位の選挙区を統合した初の合区による選挙が実施された。その後、比例区に「特定枠」が設けられたが、令和4年7月に実施された参議院選挙においても、合区4県の投票率が合区制度の導入前と比べて低い水準のままであり、合区に起因した弊害が深刻度を増している。

合区による選挙は、住民意思を適切に代表する制度とは言えず、人口のみで単純に区割りを決定することは、地方の人口減少に歯止めをかけ、東京圏への一極集中を是正し、地方自治体の活性化を目指す地方創生の流れにも反する。

また、現在、合区対象は鳥取、島根、徳島、高知の4県であるが、今後、大都市と地方の人口格差が更に拡大し、合区対象県が増えることも懸念される。

よって、国においては、我が国の民主主義と地方自治を守るため、合区を早急に解消し、都道府県単位による代表が国政に参加することが可能な選挙制度となるよう強く要望する。

3 政治分野における男女共同参画の推進について

政治分野における男女共同参画の推進に関する法律の一部を改正する法律（令和3年法律第67号）が令和3年6月16日に公布・施行され、政党、国、地方自治体のほか、衆参両院、都道府県、市町村の各議会がそれぞれ政治分野における男女共同参画の推進に積極的に取り組む関係機関として明示された。

また、各議会において関連する実態調査や環境整備、相談窓口の設置、人材の育成等が義務付けられており、今後、各種施策の積極的な展開が求められている。

よって、国においては、地方自治体の政治分野における男女共同参画の推進に関する取組を実効性のあるものとするため、必要な法制上の措置のほか、地方交付税措置の充実など所要の財政支援を行うよう強く要望する。

4 消防防災体制の充実強化について

近年、我が国では、東日本大震災をはじめ、大型台風、集中豪雨、豪雪、竜巻等による大規模な自然災害が多発し、各地に甚大な被害をもたらしている。

各市町村は、火災や自然災害等から住民の生命、身体、財産を守るため、総合的な消防防災体制の整備に努めているが、今後発生が危惧される大規模災害に迅速かつ的確に対応できるよう、更なる消防防災体制の充実強化が必要である。

よって、国においては、下記事項を実現されるよう強く要望する。

記

1 消防防災施設・設備整備に対する財政措置の充実強化

消防防災体制の充実を図るため、防災拠点施設、消防水利施設、緊急消防援助隊施設等の消防防災施設・設備整備に対する財政措置を充実強化すること。

2 消防防災通信ネットワークの充実強化

消防活動の指揮命令を支え、消防活動の遂行に不可欠な消防救急無線の運用に係る諸課題へ対応するため、財政措置を充実強化すること。

また、災害時における情報収集・伝達等の役割を担う市町村防災行政無線の整備促進及びデジタル化に伴う維持管理経費に対する財政措置を充実強化すること。

3 消防広域化事業に対する財政措置の充実強化

「市町村の消防の広域化に関する基本指針」（平成30年4月1日改訂）を踏まえ、消防の広域化の推進に当たっては、引き続き必要な財政措置を充実強化すること。

4 消防団の充実強化

地域の防災力の強化を図るため、安全対策も含めた装備の充実や装備基準の抜本的見直し、消防団施設の耐震化対策及び消防団員の処遇改善のため、財政措置を充実強化すること。

また、国民に消防団の重要性を理解してもらい、イメージアップを図ることにより、消防団員の入団を促進するため、全国的な啓発活動を充実強化すること。

5 災害備蓄品の整備に対する財政支援

各自治体の災害備蓄品の購入費用に対する持続的な財政措置を新設すること。

5 過疎地域の持続的発展について

過疎地域は、我が国の国土の過半を占め、食料、水及びエネルギーの安定的な供給機能を有するとともに、豊かな自然や歴史・文化を有し、国土・自然環境の保全や森林による地球温暖化防止等に大きく貢献している。

一方、過疎地域では、人口の減少、少子高齢化の進展など他の地域と比較して厳しい社会経済情勢が長期にわたり継続しており、地域における持続可能な地域社会の形成及び地域資源等を活用した地域活力の更なる向上が喫緊の課題となっていることから、引き続き、総合的かつ積極的な支援が不可欠である。

よって、国においては、下記事項を実現されるよう強く要望する。

記

1 過疎地域に対する財政措置の充実等

過疎地域の自立促進に必要な財源である過疎対策事業債及び辺地対策事業債の所要額確保とともに、税源の乏しい過疎地域の安定的な財政運営が可能となるよう、特段の地方交付税措置を講じること。

また、住民が安心・安全に暮らせるための生活基盤確立、持続可能な地域社会の実現に資する多様な主体の協働による地域社会の活性化、地域を担う人材育成のほか、Society 5.0時代の到来も見据えた総合的な過疎対策の充実強化を図ること。

2 過疎地域への税制上の配慮

過疎地域への企業進出、既存中小企業の活性化など過疎地域の持続的発展に資する産業振興を促進するため、税制等の優遇措置を拡充・強化するとともに、優遇措置に伴う減収分については、地方交付税により補填すること。

6 広域連携施策の推進等について

人口減少、少子高齢化など地域社会を取り巻く環境が大きく変容する中であって、地域の持続可能性を高めるためには、各市町村において、基礎自治体として担うべき役割を踏まえ、市町村間の広域連携をはじめ、自主的な市町村合併、都道府県による補完等の多様な手法の中から最も適したものを自ら選択できることが有効である。

よって、国においては、下記事項を実現されるよう強く要望する。

記

1 広域連携施策の推進

- (1) 定住自立圏・連携中枢都市圏や一部事務組合、広域連合など事務の共同処理制度等の広域連携施策を引き続き推進するとともに、都道府県を越えた地域の連携など多様な広域連携の在り方を視野に入れ、その推進に当たっては、地方自治体の意見を十分反映すること。
- (2) 広域連携を推進するため、市町村間や、市町村と都道府県の連携、都道府県による事務の補完等に資する具体的な方策を検討するに当たっては、中心市と周辺市町村との「主導」「参画」関係を全国一律に求める定住自立圏・連携中枢都市圏「要綱」を見直すなど、「対等」「共同」関係に基づく多様な連携方式の選択を可能とすること。
また、「ビジョン」策定や進捗プロセス管理等において議会の関与を拡大すること。
- (3) 地方自治体が多様な手法の中から自ら選択した広域連携の手法により、持続可能な行政サービスを確保する取組については、中心市に偏ることなく周辺市町村が担う役割に応じて適切な財政措置を講じるとともに、その拡充を図ること。
- (4) 定住自立圏・連携中枢都市圏については、その推進経費に係る所要額を確保するとともに、今後も地域の実情に応じた柔軟な連携を図ることができるよう対象要件の更なる緩和を図ること。

- (5)「デジタル田園都市国家構想総合戦略」に盛り込まれた地域間連携の推進など広域連携の各施策について、積極的に支援すること。

2 合併市町村に対する財政措置の充実

- (1) 合併特例債の所要額を確保するとともに、元利償還金の普通交付税算入率を引き上げること。
- (2) 普通交付税の合併算定替終了後においても安定的に行財政運営を行うことができるよう、合併市町村の実態を十分反映した交付税算定を行うこと。
- (3) 今後合併する市町村に対しても、十分な財政措置を講じること。

3 地方選挙における投票時の移動支援に要する経費の全額措置

現在、2分の1が財政措置されている地方選挙における投票時の移動支援に要する経費について、地方に負担を強いることなく選挙人の投票機会を確保するため、国政選挙と同様、全額国費により措置すること。

7 自治体DX推進への支援等について

地方自治体においては、政府の「デジタル社会の実現に向けた重点計画」を踏まえ、地方自治体が重点的に取り組むべき事項・内容を具体化した「自治体デジタル・トランスフォーメーション（DX）推進計画」に基づき、情報システムの標準化・共通化やマイナンバーカードの普及促進、行政手続のオンライン化などデジタル社会の構築に向けた取組を進めている。これらの取組にはそれぞれ目標年度が定められているが、円滑に実施するためにも、各地方自治体の現状に応じて十分な支援が必要である。

よって、国においては、下記事項を実現されるよう強く要望する。

記

1 自治体DXの推進

- (1) 各地方自治体のデジタル化の現状や周辺状況を十分に把握し、それぞれに見合った助言・支援を行うこと。その際、財政的支援に留まらず、自治体DX推進計画に例示されたデジタル人材の確保や兼務配置についても支援を行うこと。

また、自治体DX推進手順書については、必要に応じ改訂を加えるなど活用しやすいものとする。

- (2) デジタル化に伴うシステムを維持するため、システム導入経費に加え、ランニングコストや更新費用等についても国の補助対象とするなど、地方自治体のニーズに即した柔軟な財政支援を講じること。
- (3) AI（人工知能）・RPA（ロボティック・プロセス・オートメーション）等の全国的な共同運用・共同利用を積極的に推進すること。
- (4) 自治体職員と政府機関職員との対話や情報共有の場である「デジタル改革共創プラットフォーム」の運用に当たっては、自治体DX推進に係る各種通知・調査等について省庁横断で統一化すること。

- (5) 住民情報の流出防止の徹底やL G W A N接続系とインターネット接続系の分割など所要のセキュリティ対策、自治体情報セキュリティクラウドの運用・管理等に係る経費について、地方自治体の負担とすることなく、継続的に十分な財政措置を講じること。

2 マイナンバー制度に係る取組強化

- (1) マイナンバーの利用範囲について、セキュリティ確保や個人情報保護との両立を図りつつ、更なる住民サービスの提供や民間サービス等との連携が進むよう、その拡大を図ること。
- (2) マイナンバーカードと各種免許証等との一体化など国民が利便性向上を実感できる取組について、関係機関との適切な連携により、確実な実現を図ること。
- (3) マイナンバーカードの利用拡大に当たり生じている誤交付や誤登録事案に関して、国民の幅広い理解と信頼を得るため、各省庁、地方自治体及び関係事業者が一体となったチェック体制や誤った情報紐付けの防止を担保する制度の構築に取り組むこと。

8 基地対策関係予算の確保等について

我が国の安全保障政策の推進には、基地の安定使用が前提であり、基地周辺住民の理解と協力が不可欠である。そのため、基地関係市町村は、基地周辺住民の生活環境の整備や住民福祉の向上など諸施策の充実に懸命の努力を傾注しているところである。しかしながら、基地関係市町村の財政運営は、基地の所在に伴う特殊な財政需要の増大等により、大変厳しい状況にある。

よって、国においては、下記事項を実現されるよう強く要望する。

記

1 基地交付金・調整交付金の増額確保

固定資産税の代替的性格及び基地関係施設の所在に伴う特殊な財政需要を踏まえ交付されている基地交付金・調整交付金を増額確保するとともに、基地交付金の対象資産の範囲を自衛隊が使用する全資産に拡大すること。

2 基地周辺対策経費の所要額確保

基地周辺対策事業については、更なる補助対象施設・範囲の拡大等の適用基準の緩和を図るとともに、所要額を確保すること。

特に、特定防衛施設周辺整備調整交付金は、基地周辺住民の基地に対する更なる理解と協力を得るために重要な施策であることから、所要額を確保すること。

3 米軍機による低空飛行訓練の中止

訓練空域周辺住民の日常生活への悪影響に鑑み、米軍機による低空飛行訓練が行われないよう、米軍関係当局に対して、更なる働きかけを行うとともに、騒音被害が解消されるまでの間、国が責任を持って防音対策等の予算措置をはじめとした必要な措置を講じること。

9 治安対策の強化等について

我が国は、世界で最も安全な国と言われ、いわゆる「安全神話」を国民誰しもが当然に受け止めていた。

しかしながら、近年の犯罪は、国際化、広域化が進むとともに、インターネットを利用した犯罪が増加するなど、複雑・多様化している。

さらに、各地で無差別犯罪が続発するとともに、犯罪に占める再犯者の割合が上昇傾向にあるなど、平穏な市民生活への重大な脅威となっている。

また、北朝鮮による拉致事件に関しては、依然として安否不明の拉致被害者問題など、多くの課題が残されている。

よって、国においては、下記事項を実現されるよう強く要望する。

記

1 治安対策の強化

- (1) 暴力団等による組織犯罪、銃器使用の凶悪犯罪や薬物組織犯罪への取組を強化するとともに、留置場、拘置所など治安関係施設を整備拡充すること。
- (2) 再犯防止に向けた教育・職業訓練の充実、再犯防止推進のための人的・物的基盤を整備するとともに、地方自治体や民間団体等の関係者との連携・協力を図ること。

2 運転免許証自主返納者に対する支援

高齢運転者が、運転免許証を返納しても生活を維持できる環境を整備し、地域における安全な生活を実現するため、地方自治体が行う運転免許証の自主返納を促進する取組に対し財政的支援を行うこと。

3 北朝鮮による拉致問題の早期解決

北朝鮮による拉致被害者及び特定失踪者全員の早期帰国並びに拉致問題の真相究明に向け、国際情勢に鑑みて、時機を逸することなく、国を挙げて全力で取り組むこと。

10 領土・主権対策等について

戦後78年を経た現在においても、我が国には依然として領土問題が存在する。我が国は国際社会の法と秩序を遵守しながら、各事案の性質に応じて適切な対応を図っているものの、領土問題は、国家の主権にかかわる重大事項であり、問題の一日も早い平和的解決が望まれる。

よって、国においては、下記事項を実現されるよう強く要望する。

記

1 北方領土返還について

- (1) 北方領土問題の解決に向けた断固たる決意と強い意志を持って、ロシアとの外交交渉を粘り強く推し進めるとともに、国内外の世論の喚起高揚に向けた効果的な返還要求運動を推進すること。
- (2) 元島民等に対する援護対策の充実や、社会経済活動に多くの制約を受けている北方領土隣接地域の疲弊解消のための内政措置の充実を、国の責任のもと速やかに実施すること。

2 竹島の領有権確立について

我が国の主権を無視し、国際社会に向けて領土権を既成事実化しようとしている大韓民国に対して毅然とした対応を取るとともに、竹島の領有権に関し、より一層の国民の関心を高めるため、更なる国内世論の喚起や国際社会へのアピール等の対策を強化すること。

11 日米地位協定の抜本的な改定及び 在沖米軍基地の負担軽減について

戦後 78 年を経た今もなお、米軍機の墜落事故や市街地での騒音、演習による自然環境の破壊に加え、米兵等による事件・事故が繰り返されるなど、在日米軍基地から派生する諸問題により、周辺地域の住民は常に恐怖と危険にさらされている。

これまで在日米軍基地から派生する事件・事故が発生するたびに、多くの議会や地方自治体は、繰り返し嚴重に抗議及び要請を行い、抜本的解決を求めてきたところであるが、政府は裁判権の行使に関する運用の見直しなど、日米地位協定の運用改善により対応してきた。

しかし、在日米軍基地に起因する諸問題の解決には、日米地位協定の運用改善による対応では限界があり、抜本的に改定することが不可欠となっている。

よって、国においては、国民の生命・財産及び人権を守る立場から、「日米地位協定の抜本的な改定」及び沖縄県民の切実な要望に応えるため、「在沖米軍基地の負担軽減」が図られるよう強く要望する。

12 人権救済制度の確立について

我が国では、全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の下で、これまで人権に関する各種施策が講じられてきたが、今日においても、社会的身分や門地、人種、民族、信条、性別、障害等による不当な差別、子どもや高齢者等に対する虐待など人権侵害が繰り返されている。

また、インターネットを悪用したプライバシーの侵害や差別情報の流布等の人権侵害も増加している。

よって、国においては、人権問題の解決に向け、人権教育及び人権啓発を推進するとともに、実効性のある人権救済制度を確立するよう強く要望する。